

宮代町地産地消推進の店認定事業について（抜粋）

1 目的

宮代産農産物等を積極的に取り扱う町内の店舗等を宮代町地産地消推進の店（以下「推進店」という。）として認定することにより、地産地消推進の取組を町内外に広く発信し、宮代産農産物等の生産及び消費を拡大するとともに農業者と商工業者との連携を促進することで、町内産業の振興を図ることを目的とします。

2 事業内容（概略）

(1) 認定について

- ・宮代産農産物等 農産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原材料とする加工品農産物等のうち、町内で、生産され、飼育され又は養殖されたもの並びにこれらを原材料に含む加工品。
- ・店舗等
 - ア 小売店 町内で営業するスーパーマーケット、青果店、農産物直売所その他の農産物等を販売する店舗。ただし、農産物直売所については、原則として有人販売を行う店舗に限る。
 - イ 飲食店等 町内で営業する和食又は洋食店、居酒屋、中華料理店等の飲食物を提供する店舗
 - ウ 食品加工所 町内に事業所がある食品加工所等

(2) 認定基準について【すべて必須】

共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 この事業の趣旨に賛同し、積極的に宮代産農産物等を活用し、PRしていく意思があること。 2 町が実施する地産地消関連事業（キャンペーンイベントへの参加、チラシ・パンフレット等の設置、各種調査等）に積極的に協力すること。 3 認定に関し、町がホームページ又は広報紙等の媒体を利用し、広く一般に公開することを承諾すること。 4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守していること。 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと並びにこれらのものと密接な関係がないこと。
小売店（農産物直売所を除く）	<ol style="list-style-type: none"> 1 年間を通して宮代産農産物等を販売すること。 2 他の商品とは別に宮代産農産物等の売場を設置し、宮代産であることを消費者に分かりやすく表示し、販売すること。 3 宮代産農産物等の販売を継続的に増やしていくよう努めること。

農産物直売所	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮代産農産物等を概ね100日以上販売すること。 2 宮代産農産物等であることを消費者に分かりやすく表示した商品を販売すること。 3 宮代産農産物等の販売量又は販売金額が、農産物等の年間販売量又は販売金額のうち、概ね5割以上を占めること。
飲食店等	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮代産農産物等を主として使用した料理を2品目又は宮代産農産物等を重量で3割以上使用した料理を年間を通して提供すること（年間を通しての供給が難しいときは他の宮代産農産物等で本要件を満たすこと。）。 2 宮代産農産物等を使用した料理について、メニュー又は店内ボード等で消費者に分かりやすく表示すること。 3 宮代産農産物等を使用した料理を、今後も増やしていこうとする意欲があること。
食品加工所	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮代産農産物等を主たる原材料として使用した加工品を1品目以上製造していること。 2 宮代産農産物等の原材料を使用していることを、原材料表示、ラベル等により消費者に分かりやすく表示すること。 3 宮代産農産物等を主たる原材料とした加工品を増やしていこうとする意欲があること。

(3) 申請方法

認定申請書を町に提出します。

(4) 申請期間

毎年度5月1日から7月末日

(5) 認定等

町は認定基準を満たすと認めるときは、認定店として認定し、認定結果通知書を発送し、看板を貸与します。

認定の有効期限は、認定の取り消しがない限りは継続し、廃業等により営業を終了したときは辞退届を受け付けます。

(6) 認定店への支援

認定店に関する情報を町広報、町HPを通じて広く周知します。

(7) 調査

町は認定を受けた店舗に対し、必要に応じて現地確認することができます。

(8) 認定の取消

認定店がいずれか該当する時は、認定を取り消すことができます。

- (1) 第4条に規定する認定基準を満たしていないとき。
- (2) 消費者の信頼又は宮代産農産物等のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

認定取消通知を受けた店舗等は、認定証及び看板を町に返還しなければなりません。